主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨第一点は、原審が適法にした証拠の採否、事実の認定を非難するもので、上 告適法の理由でない。

同第二点主張の点については、他にも証拠が存するから、所論本人尋問申立を却 下したからといつて、所論の違法があるものということはできない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	真	野		毅
裁判官	入	江	俊	郎